

不服申立て事案答申第 290 号

不服申立て事案諮問第 313 号

件名：どのように改善に努めているか分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 8 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 9 月 6 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 8 月 26 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）において、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、警察安全相談等苦情取扱票のとおり私は要望・意見を伝えた。そのことを本部会計課に情報提供されているが、A 署としてどのように改善に努めているかわかる文書

（請求日現在 A 署で管理するもの）と記載されていた。

(イ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の対象となり得る文書の探索を実施したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）が、令和 6 年 5 月 8 日に審査請求人から意見・要望を受理した際の対応状況が記載された書類であると判明したことから、同取扱票の内容を確認した。

審査請求人の申出の要旨としては

愛知エコスタンダードの書類に記載する署員数は、概ねの数字ではなく実数を記載すべき

役所が先頭に立って SDGs の推進をしなければならないと思うので、シュレッダーを極力減らし、文書は溶解にすべきというものであった。

取扱票は、所属長である A 署長まで報告され、解決済みとされ、さらに、同内容が警察本部会計課に情報提供されている。

そして、審査請求人を本人とする保有個人情報で「A 署がどのように改善に努めているかわかる文書」は作成されておらず、存在しないことを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件保有個人情報については、ア (イ) のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の不当性

審査請求人は、「文書が存在しているはず」と主張しているが、A 署において、上述のとおり審査請求人を本人とする保有個人情報で「A 署がどのように改善に努めているかわかる文書」は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は不当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審議会の判断

##### (1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、取扱票に記載されている審査請求人からの要望・意見について、A 署としてどのように改善に努めているかわかる文書である。

##### (2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、取扱票は、所属長である A 署長まで報告され、解決済みとされ、さらに、同内容が警察本部会計課に情報提供されており、審査請求人を本人とする保有個人情報で「A 署がどのように改善に努めているかわかる文書」は作成されていないとのことである。

当審議会において取扱票を確認したところ、所属長指揮事項の欄に「本部会計課に情報提供すること」と記載があり、解決したものとして処理されていることが認められた。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報は作成しておらず、存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

##### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

##### (4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

警察安全相談等苦情取扱票のとおり私は要望・意見を伝えた。そのことを本部会計課に情報提供されているが、A 署としてどのように改善に努めているかわかる文書

(請求日現在 A 署で管理するもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 12. 4	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 9. 18 (第 253 回審議会)	審議
8. 1. 26 (第 257 回審議会)	審議
8. 2. 24 (第 258 回審議会)	審議
8. 3. 24	答申